

ウェビックapollostation card特約

第1条 (カード名称)

出光クレジット株式会社 (以下「当社」という) が、株式会社クレディセゾン (以下、当社と合わせて「両社」という) 及び出光興産株式会社と提携して、両社が発行するapollostation cardのうち、株式会社リパークレインと提携して発行するものをウェビックapollostation card (以下「本カード」という) と称します。

第2条 (カードの発行)

1. お客様が、出光クレジット個人カード会員規約、apollostation card特約及び本特約を承認し本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を認めた方 (以下「会員」という) に、本カードを発行いたします。
2. 本カードは個人を対象としており、法人等を対象としたカード発行は行いません。

第3条 (家族カード)

1. 本カードについては、本人会員の申請により、出光クレジット個人カード会員規約第1条 (カードの発行・会員) 4に基づく家族カードの発行を行います。家族カードについては原則として16歳以上の同居・同姓の親族を条件といたします。また家族カードは最大4枚まで発行いたします。
2. 当社はカードのご利用状況などにより、家族カードの発行をお断りする場合があります。
3. 本カードの家族カードは、家族会員が自己のカードまたはカード情報を利用して、本人会員と同様の方法で、出光クレジット個人カード会員規約に定められた国内・海外でのショッピングサービス、キャッシングサービスのいずれにもご利用いただけます。
4. 前項に定めるカードのご利用について、家族会員が自己のカードまたはカード情報を利用して行った場合には、本人会員の代理人としてカードをご利用いただいたものとみなします。
5. 家族カードによるご利用については本人会員と合算して管理されます。出光クレジット個人カード会員規約第7条 (カードのご利用・ご利用可能枠) により、ご利用可能枠等については、家族カードのご利用を含めた金額が適用されます。またキャッシングサービスのご利用可能枠等についてもショッピングサービスと同様に合算して管理され、出光クレジット個人カード会員規約第16条 (キャッシングサービス) 2を本人会員と合算して同様に適用いたします。
6. 家族カードのご利用についてのご請求は、本人会員に本人会員のご利用と合算して請求をいたします。また貸金業法、割賦販売法等、法律で定められたご案内については、4により本人会員がご利用になったものとみなして本人会員へお送りいたします。
7. 当社は必要に応じて、家族カードのご利用を停止し、または家族カードの一部機能を停止する場合があります。
8. 本人会員は家族カードの解約を当社に申し出ることができます。
9. 本人会員が本カードを解約した場合には、家族カードも自動的に解約となります。

第4条 (適用)

本カードについては、出光クレジット個人カード会員規約、apollostation card特約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

※ウェビック出光カードまいどプラスについても本特約が同様に適用されるものとします。

第5条 (特約の変更)

本特約が変更され、その変更内容を会員にお知らせした後に、会員が本カードをご利用された場合は、内容をご承諾いただいたものとみなさせていただきます。

2025年12月1日改定